

東加茂郡有林の成立過程とその経営原理

——中間地帯における育成林化の一事例——

藤 田 佳 久

I はじめに

わが国における林業発達史の諸研究は、国有林野といわゆる先進的な林業が成立したとされる私有林野における林野制度や育林業の発達史を専ら主としてきた⁽¹⁾。そのうち国有林野の場合は、近世に成立した藩有の直轄林に起源を有し展開してきたもので、その一部には積極的な造林もなされたが、全体としては農民による林野利用を排除することにより、あくまでも藩財政のために保護されてきた場合が多かった⁽²⁾。木曾⁽³⁾、秋田⁽⁴⁾、土佐⁽⁵⁾、飢肥などのいわゆる美林はその代表的なものである。そしてその多くは明治以降官林（国有林）となった。また後者のいわゆる先進的な私有林野における育林業は早くも中世に造林がなされた京都の北山⁽⁶⁾や、近世に入って育林業が成立する吉野地方⁽⁷⁾、西川地方⁽⁸⁾、尾鷲地方⁽⁹⁾、智頭地方⁽¹⁰⁾などがその代表的なものとされる。

このような林業発達史研究の諸成果を地域的に検討すると、前者は近世における消費地から遠隔な地域によって主に構成され、後者は京都、大阪、江戸などの消費地に近接した位置にあって、商業資本的な流通業者によって支えられ発展してきた場合が多い。しかし、近世までに成立をみたこれらの育林地はそれ自体としては若干の空間的な広がりを持っていたが、全国的にはまだ点的な分布を示していたにすぎなかった。もちろん、近世を通してかなりの流域で立木の伐採が行われてきた⁽¹¹⁾が、それらの多くは伐採跡地を造林するところまでいかない単なる採取林業の段階に留っていた。

それが面的な空間的拡大をとげるようになるのは明治以降のことである。たとえば、天竜川⁽¹²⁾中流域、設楽地方⁽¹³⁾、木頭地方⁽¹⁴⁾、金山地方⁽¹⁵⁾、小国地方⁽¹⁶⁾、久万地方⁽¹⁷⁾などはその代表的な例であり、しかも明治前半期に育成林化がなされた地域である。明治年間に育成林の成立する地域は全国的にはかなりの数にのぼる。そしてこの時期に成立した育林地は、近世において遠隔地域に成立した藩有の保護林ないし育林地と、消費地の近接地域に成立した私有林野を主とする育林地との間の空間的な間隙の地域、いわば中間地帯に位置することに共通点を有している。筆者はここにおいてそれを中間地帯における育成林化と呼称したい。

この中間地帯において成立した育林地においては、造林自体が当時全く新しい技術であり、それゆえ試行的な状況にあった。それゆえ、造林の目的は必ずしも共通せず、単に経済的な要因だけに支えられていたわけではなかった。すなわち、幕末から明治初期の乱伐が洪水をもたら⁽¹⁸⁾し、そのた

めの治山治水を目的としたり⁽¹⁹⁾、荒れた草山を造林しようとする精神的基盤に支えられたり⁽²⁰⁾、新たに成立した町村財政の基盤の確立を目的としたり⁽²¹⁾、入会林野を官没され、その後の窮状に類してその下戻しを目論んで分取造林をする⁽²²⁾など、その直接の目的はきわめて多様であった。というのは、明治政府が成立したとはいえ、その財源を地租に負っていた明治前半期においては木材市場が全国的に展開するだけの木材需要は欠如しており、したがって経済的な要因は弱かったものであり、また官民有区分事業によって多様な所有形態が成立したとはいえ、多くの林野は実質的には採草地や薪炭採取地として入会的な利用がなされていたからである。国による林業政策が打ち出されるのは明治30年の森林法の成立⁽²³⁾まで待たねばならなかったが、それも専ら森林保護に重点が置かれたものであった。

したがって、この時期に成立した育林地はそれぞれ試行錯誤をくりかえしたが、その多くは後に先覚者と称される篤農的な個人や公有林などの組織によってなされた点に共通点が見出される。造林が個々の農民レベルにまで普及する直前においては、このような形をとらざるをえない必然性を有していたのである。

ここではそのような点から、愛知県三河山地に成立した公有林の一つである東加茂郡有林の成立過程および成立条件と、そこに展開する経営内容を検討し、わが国の中間地帯における育成林化のメカニズムの一端を明らかにしたい。

II 東加茂郡有林の位置とその概況

東加茂郡有林は愛知県東加茂郡足助町⁽²⁴⁾に位置する。足助町は三河高原の山地にあって、矢作川の支流巴川の流域に位置する。全体として農山村の性格が強い。かつて三州街道が利用された頃は足助の街は塩詰めで活況を呈した。昭和30年に足助町と賀茂村⁽²⁵⁾、阿摺村⁽²⁶⁾、盛岡村が合併して現在の足助町となった。面積は19,274km²とかなり広く、人口は12,171人（昭和45年）を数えるが、工業都市豊田市に隣接するため、昭和30年代の中期以降自動車関連工場へマイクروبスによって通勤する農家が増加し、また若年層は町外へ就業する率が高く、人口は減少を続けてきた。しかし、自然の資源に恵まれ、香風溪その他へ訪れる観光客も多い。

町域の中央部から西部の阿摺、盛岡、足助地区、それに賀茂地区の西北部にかけては花崗岩の風化土壌が卓越し、阿摺地区には赤松の植生が目立っている。それゆえ必ずしも造林地には適していない。昭和30年代の中期までは薪炭生産が盛んで、木炭は「足助炭」として知られ、県下の各市場へ出

荷されていた。また盛岡地区と賀茂地区の神越川流域には竹林が分布し、現在も積極的な竹林経営がみられる。これらの中西部地区では「洞」と称する小規模な浸食谷が形成されている。その谷底は水田化され、洞毎に集落が分布し、それが全体としてモザイク状に組み合わさっているのが特徴的である。この地区における林野はこの「洞」をとりまいて分布し、かつては主に採草地や薪炭採取地として利用されていた。

それに対し東部の賀茂地区の大部分は片麻岩質からなり、樹木の成長量は良好で、奥地の段戸山系においてはかつて針葉樹の原生林の植生もみられた。集落密度は小さく、この奥山一帯が国有林野の成立基盤になったのである。

東加茂郡有林はこの賀茂地区に位置している(第1図参照)。郡有林成立時のその実測面積は489町5反9畝²⁴で、段戸山系の寧比曾岳(標高1,121m)を最高点としてその西南部一帯を占めている。西接して愛知県有林が位置しており、南接して金沢国有林が位置している。また北接して私有林地を借用している県立安城高校の演習林が位置するなど、国有林野の集中する地域にある。そのうち東加茂郡有林は公有林野としてはこの地域の中で最も早く成立した。

Ⅲ 郡有林の成立基盤

(1) 公有林野成立の基盤としての入会林野

東加茂郡有林に限らず、多くの公有林野はそれまでの入会林野をそのまま継承したり、再編成した形で成立したものが多く、その成立時期は全国的には2つ認められる。やや横道にそれる感もあるが、関連するため少しみておきたい。

一つは明治6年から開始された林野の官民有区分事業の編成過程における時期で、従来の林野利用の実態からみれば、私有林野と官有林野のみに編成することが困難であったため、農耕地においては一般的でない村持林野を認めざ

るを得なかったこと²⁵にあった。近世における農耕地のほとんどは高請地であり、実質的に所有者がはっきりしていたのに対して、林野については個人の所有権を主張できる百姓持山はきわめて少なく、それも官民有区分事業では造林地や分割入会地としての私有地として認定するための確証を必要とした。残りの多くは入会慣行がみられた入会林野か奥地の未利用林野であった。官民有区分事業に引き続き、時期を重ねて地租改正が実施され、そのような入会林野や未利用林野の多くは官有化される場合が多く、東北地方ではそれが極端にすすめられた。それゆえ、その後、下戻運動が激化し、政府は下戻の申請を認めざるをえなくなった時、最も多くの申請件数を東北諸県が提出した²⁶のはそのような背景によるものであった。こうした入会林野の帰属問題は入会権の研究を生み、中田薫氏は入会形態を形式的に類型化した²⁷が、それは行政村自身に権利を認めたことに起因した。しかし、その形態は多様であり、統一概念を構成するに至らず、民法では物権中に一条項、それも地方の慣行を認める形で表現されているにすぎない。

第二の時期は明治39年以降にみられる町村合併と新町村の財政的基盤を確立するためになされた部落有野統一事業の施策に伴うものであった。そこに新たに再編成された広域の公有林野が成立するのである。しかし、それは必ずしもスムーズにいかず、付帯条件付きの形式的な公有林野であったり、入会構成員の抵抗によってその実現が遅れる場合もあった。またこの時期に下戻の一部ながらも実現し、広大な公有林の実現した場合も東北諸県を中心²⁸にみられた。

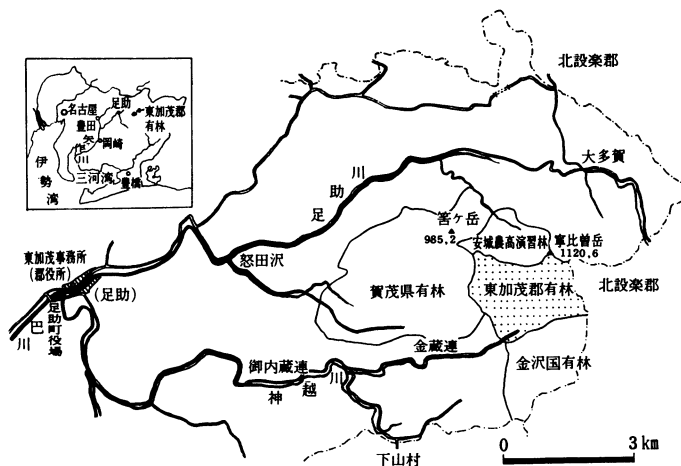
こうして成立した公有林野の基盤にはほとんど入会林野が存在している点は注目されなければならない。入会林野側からいえば、その一部が公有林野に編成された²⁹ということであり、従来の入会林野の諸研究はそれを示している。

東加茂郡有林の成立基盤にも入会林野が存在していた。東加茂郡有林の成立は明治38年であり、³⁰ 時期的には前述の第二の時期に近いが、その企てが明治28年にすでになされ

ていたという点で、前述の一般的な公有林野の成立時期とは異なっている。一般的に成立した公有林野は直接に造林とは結びつかなかった。それに対して、この東加茂郡有林はそのような時期に他律的に設定されたものではなく、自律的に成立し、しかも造林をめざして成立し展開した特異性を見出すことができる。そこに中間地帯に成立する造林の内発的萌芽を見出すことができる。

近世の足助における各所領の分布はモザイク状に錯綜し、いわゆる「洞」単位に構成されてきた。各所領には御林、惣持山、百姓持山がみられ、御林も西川善介氏が飛驒の研究で明らかにしたように領主が排他的に占有したものではなく、玄米などの物納によって採草などの利用がなされる場合

第1図 東加茂郡有林の位置図



があり、惣持山とともに各「洞」を構成するムラの構成員によって入会利用されていた。各「洞」のテリトリーにおいては多くの場合、採草地在薪炭林地を上回っていた。それゆえ未利用林野はほとんどなく、賀茂地区の奥山も採草地あるいは薪炭採取地として各ムラあるいは複数のムラによって入会利用されていた。

(2)足助における林野の官民有区分

このような近世の林野利用を背景にして林野の官民有区分事業と地租改正事業がすすめられた。

足助ではすでに明治6年8月に「三河国加茂郡第八大区五小区足助村地価仕出帳³⁴」が作成されており、一連の事業に対して迅速に対応したことがわかる。この帳簿には田、畑、宅地の他に山も対象とされており、近世における検地帳の域を脱している。この頃、各ムラでもそれぞれ地券帳が作成されており、改租事業が一斉になされ、しかも比較的スムーズに進行したことが知られる。

明治7年12月には「村持地券證写³⁵」が作成されており、これによれば、近世における多くの惣持山が村持地として認定され、地券が公布されたことを示している。それを一部抜出してみよう。

村持地券證³⁷ 扣

第千百六拾三号

村中惣代

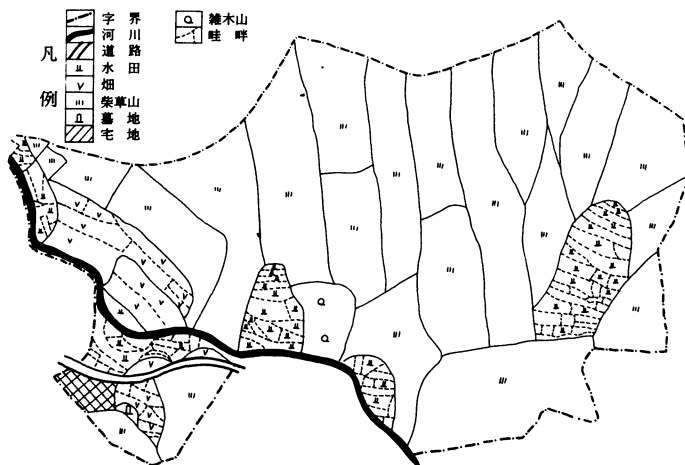
古井利平

同村有洞村中総代

原田政次郎

三河国加茂郡足助町村六十二字惣山

第2図 明治9年の土地利用（大洞の字絵図より）



老番公有地

一、山拾五町歩

地代金五拾円

第千二百五拾号

村中惣代

前田信四郎

三河国加茂郡足助村五十字飯盛

六番公有地

一、山七町三反六畝歩

(以下略)

公有地という用語がこの文面中にすでに使用されているが、これは明らかに明治6年3月に太政官によって布告された第114号の「今般地券発行ニ附地所ノ名称区別共下ノ通更正候条此旨相達候事³⁸」に対応しており、それに沿ったものと思われる。また各筆には地番が付され通し番号が整備されていること、丈量はもちろん地代金も決定されていることなどから、そこに明治20年代初めに編成される土地台帳の原形を見出すことができる。しかも、帰属の決定が最も遅れる場合の多かった村持山がこうして認定されていることは、足助における林野の官民有区分事業および改租事業がスムーズにすすめられたことを示している。近世における水田耕作の生産力維持のために必要とされた採草地をめぐる入会諸慣行が、この時期に実体を有していると認められたためであろう。

明治9年に作成された「字絵図」はそれらの状況をうかがわせてくれる。この「字絵図」はこの年にこの一帯の村々で作成され、後の地籍図の原形となったとみてよい。須田村では「字一筆限地圓帳³⁹」、市瀬村では「一村全図⁴⁰」、足原村では「字一筆限地圓帳⁴¹」などと名称づけられている。

この「字絵図」における水田、畑、柴草地、雑木山などの各筆には地番、地目、面積、所有者名が併記され、これによって改租事業が明治10年以前に完了したものとみることができる。愛知県における改租事業は明治8年6月に着手され、同13年11月に完了して総反別が明らかになっている。そのさい、「地租改正紀要」によれば、山林原野の調査は各村がすべての筆について地押調査をし、三斜法と十字法を用いて丈量され、その検査については、三河地方の場合丈量の野帳に関する調査と、標本抽出による調査がなされたと記されている。足助の場合も同様であったと思われる。

こうして大規模な林野の官民有区分事業と改租事業は完了した。足助では旧御林は官林となり、金沢、三ッ足、本城にそれぞ

れ小面積で分散的に分布し、錯綜していた所領の結果を示している。残りの林野は私有林野と村持林野として認定された。

前述の「字絵図」は当時の林野利用の状況を示してくれり。多くの場合、宅地と田畑の周囲を採草地と雑木山がとり囲んで分布しており、採草地の卓越する状況が特徴的である（第2図参照）。それは「洞」を単位とする土地利用をも示すものである。この第2図の場合、山も浅く、三州街道に近接していることもあって、個人有の林野が多く、近世を通して林野の分割利用がかなりすすんでいたことを示している。それに対して、賀茂地区の東部や盛岡地区の南部においては広大な部落有の共有林野が認定され、分布することになった。そのほとんどは各村の入会地であり、また数カ村の入会地として存在し、採草地としてあるいは薪炭材の採取地として利用されていた。それらの多くは、その後、後述するように大規模な公有林野に再編成されたり、一部は個人分割されたりした。

東加茂郡有林はこうして成立した賀茂地区東部の入会林野の一面に設定されたのである。

Ⅳ 郡有林の成立過程

(1) 準備期

では東加茂郡有林はどのような経緯で成立したのだろうか。

東加茂郡有林が正式に成立をみるには約10年間の歳月を要している。

その発端は、明治28年の秋に、当時の郡会議員であった板倉林十郎氏が郡内の各村を巡回する途中、賀茂地区の怒田沢から金蔵連へ抜ける林野を通行し、その林野が郡内の他の土地に比較して肥沃であり、造林地として適しているにもかかわらず、入会採草地として利用されてはいるものの、火入れによって多くは荒れ山に近い状況にあることを考慮し、郡財政充実のためにもこの地に東加茂郡有林を設定し、造林をすすめる計画を当時の郡長である市川信順氏に促したことにあった。板倉氏は農業技術改良に秀でており、造林適地を見出す力を十分に有していたのである。そして彼の見出した土地こそその後の郡有林設定地であった。

市川郡長は造林に深い関心を有し、同郡旭村牛地および閑羅瀬地区に約43町歩の郡有模範林を設定し、明治33年から6年間で造林を完了したほどであった⁴⁷。それゆえ、市川郡長は板倉氏の建策に同意し、現地の村民に同意を求めたが思うようにいかなかった。そこで郡有林設定が困難ならば地元で責任をもって造林するようにと迫り、説得をくりかえし、結局御内蔵連から2,000町歩を借地する段にこぎつけた⁴⁸。

そのさい、北設楽郡稲橋村の古橋源六郎翁の援助と指導とをとりつけている点に注目される。ところで古橋翁はいわゆる豪農でこの地域の指導的な地位にあった。明治11年に就任した北設楽郡長を明治13年に辞任したあと、明治19

年から同21年には同郡と東加茂郡の両郡の郡長に推され⁴⁹、東加茂郡とも密接な関係を有した。足助・田口間を往復して各村の実情を理解し、勤儉貯蓄の必要を説き、農会の設立、製炭技術の改良、百年計画の植樹法を実施して産業の振興も指導した。足助村の愚した村政を改めたのもこの時⁵⁰で、郡有林設定にさいしても財政的基盤からの大きな役割を果たそうとしたのであり、郡有林設定の考えの背後にも大きな影響力を与えたことは十分考えられる。

こうして具体的段階に入り、古橋源六郎翁、愛知県の実業家である関一馬、郡内の各村長との協議が重ねられ、郡有林の成立は目前となった。しかし、明治33年に市川郡長は海東郡（今の海部郡東部）長として転任し、後任に就任した三国郡長はそのような意向を持たなかったため、この計画は成立寸前で崩壊してしまうことになった。当時の郡政の在り方を象徴する出来事であった。そして実現しなかったとはいえ、この時期に造林を目的とした郡有林が計画されたことは、造林事業としても画期的で先駆的なものであった。

ところで、このような郡政に満たされなかった郡内の有志は協議を重ね、新たに植林会社を組織することになり、明治37年1月には御内蔵連と地上権設定の仮契約を結んだ⁵¹。しかし、同年に日露戦争が起こり、株式の募集は困難となり、またもや成立をみなかった。この頃、奈良県の吉野地方では若干の造林会社が設立され発展している⁵²が、近世以降の造林の歴史を有する同地域においてこそ成立しえたものであり、新たに造林を開始しようとする東加茂郡のような中間地帯においては、その基盤は実に弱体であったことを浮き彫りにした。それだけに、組織力と時期的条件が満足されなければ、中間地帯における造林事業の試みは困難であったことを示している。

(2) 郡有林の成立

日露戦争後の条件変化は有利に利用した。すなわち、全国各地で戦役記念事業が行なわれるようになると、時の田中従義郡長は同事業としてかつて泡沫と消えた郡有林の設定を計画し、明治38年1月の通常郡会で議決した。こうして同38年9月30日に当時の金沢村の御内蔵連部落と地上権設定が結ばれ、ここに489町歩に及ぶ大規模な造林事業が実現することになった。

日露戦役記念事業として全国でかなりの造林事業がなされ、明治中期以降に成立する育成林の先駆的な役割を果たすが、その多くは学友林として、あるいは村有林の一部に造林する場合が多く、郡有林として、しかも大規模な造林事業をすすめた事例は少ない。そこに明治28年以来計画されてきた東加茂郡有林の設立基盤を見出すことができる。

当時の東加茂郡は明治39年の併合によって新たに成立した足助町、盛岡村、加茂村、阿摺村、松平村、下山村、旭村の1町6村から構成されていた。矢作川左岸の三河高原の山地に位置し、東部の山地に位置する下山村と賀茂村が最も広い面積を有し、広大な入会林野を有していた。各町村

第1表 東加茂郡の各町村の規模と生産物の状況（明治41年）

町村名	戸数	人口	山林反別	田反別	畑反別	丸材及角材	挽材	竹材	木炭
足助町	595戸	2,531	200町4000	40町6000	55町7000	2,550尺メ	300坪	100束	28,000メ
盛岡村	739	3,894	1,969 4000	286 9000	207 6000	420	120	5,820	320,000
松平村	1,166	5,980	1,649 2000	401 8000	284 4000	511	300	7,070	136,000
下山村	1,015	5,168	5,878 1000	568 4000	184 6000	2,932	10,262	2,580	510,000
賀茂村	707	3,733	5,676 4000	283 2000	244 2000	5,700	4,000	7,500	414,000
旭村	1,074	6,375	3,880 5000	401 6000	382 1000	3,309	3,610	3,270	162,300
阿摺村	688	3,747	1,792 8000	319 7000	180 4000	720	0	3,700	200,000

町村名	米	麦	雑穀	蔬菜	果実	春蚕	夏蚕	秋蚕	蠶種	鶏卵
足助町	617石	302石	38石	9,910メ	6,700メ	129石	45石	82石	13,300枚	4,000個
盛岡村	4,701	1,283	187	?	3,832	259	21	162	0	58,213
松平村	6,851	2,626	345	?	12,416	520	26	480	2,649	50,305
下山村	6,562	931	191	?	1,342	86	345	240	635	60,000
賀茂村	4,303	613	162	?	5,300	148	114	136	333	15,000
旭村	7,251	1,598	415	?	7,453	787	60	699	389	47,075
阿摺村	4,698	1,671	211	?	12,170	86	21	136	115	1,200

（愛知県東加茂郡役所，竹波順之助編（1909）「愛知県東加茂郡有林経営ノ方法及保護成績」より）

とも足助町を除けば米が自給でき、養蚕が旭村と松平村に目立ち、林産物では木炭生産が卓越し、下山村と賀茂村に目立っていた（第1表参照）。全体としては西部の農村的性格が強い地域と、東部の山村の性格のみられる地域とから構成されていた。木炭と養蚕以外に見るべき収入源はなく、ここに東部の入会林野が郡の基本財産造成地として浮かび上ったのでもあった。

東加茂郡有林の地上権設定地は神越川上流域の御内蔵連部落の北部一帯に広がる。同部落のテリトリーの東南部にはすでに成立した御林起源の金沢国有林が位置しており、それに北接している。北限は寧比曾岳と筈ヶ岳を結ぶ線までで、字奥山、字後川、字大洞、字亀割にかけての11筆分、台帳面積 188町3反3畝21歩、実測面積 488町7反5畝22歩に及ぶ、標高 600m 以上の山地である（第1図参照）。この面積は当時約 5,000戸の郡の住民が1戸当り1反歩の面積を保有することを基準にして設定され、それによって住民の村税負担を肩代わりさせようとする目的をもって設定された。

地質は傾斜片麻岩を主とし、雲母片岩や花崗岩からなり、しかも緩傾斜の地形面が多く、東加茂郡内でも造林に適した土地であった。当時、一部にモミ、ツガなど針葉樹の原生林も分布し、その一部が伐採搬出されたこともあったが、ブナ・ナラなどの雑木広葉樹が大勢を占めていた。しかし、里山部分では採草のために火入れが行なわれ荒れ山の状況を呈していた。

明治38年当時御内蔵連部落の管理者として金沢村長加納藤次郎との地上権設定契約の条項を長文ではあるが掲げておく。

一、杉絵ヲ立木トシ造林ヲ為スモノトス

二、地上権存続期間ハ明治三八年四月一日ヨリ向フ滿百ケ年トスル

三、植栽ハ明治三八年度ニ始メ向二十ケ年間ニ終業スルモノトス 但シ施業ノ都合ニ依リ郡ニ於テ此期間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

四、地代ハ植栽実測反別一町歩ニ付十六円ノ割ヲ以テ新ニ植付タル反別ニ応シ其年六月三十日迄ニ土地所有者ニ支払フモノトス 但シ谷間及防火線、林道事務所ノ敷地ニシテ植栽シ能ハサル土地ハ無料トス

五、収益分配左ノ如シ

（一）植付後二十ケ年目ノ間伐ヨリ皆伐ニ至ルマテノ間伐収入並ニ皆伐立木代価ノ十分ノ一ヲ土地所有者ニ交付シ残十分ノ九ヲ郡ノ所得トス 但シ郡ニ於テ公共事業ノ為メ樹木ヲ伐採使用スルカ如キコトアルトキハ其立木ハ郡ノ評定スル所ニ依ルモノトス

（二）植付後二十ケ年目以後ニ於テ第三者ヨリ取得スル損害賠償金アル場合ハ前項ノ割合ニ依リ分配スルモノトス

（三）植付後二十ケ年以内ニ於テ第三者ヨリ取得スル損害賠償金手入レノ為メ伐採シタル間伐木雪風損木及植栽后其区域ニ発生シタル雑木雑草並ニ手入ノ為メ収護シタル枝條等ハ郡ノ所得トス

六、地上権設定地ニ係ル地租其他ノ公課ハ土地所有者ノ負担トシ造林事業ニ付随スル一切ノ費用ハ郡ニ於テ負担スルモノトス

七、森林法、砂防法其他ノ法律命令ニヨリ植樹又ハ伐採ヲ制限停止サレタルトキハ双方協定スルモノトス

八、郡カ本契約ノ権利義務ヲ他ヘ移転セントスルトキハ土地所有者ノ承認ヲ経ルモノトス

九、付帯条件左ノ通

(一) 地上権設定ノ当時其地上ニ現存スル物件ハ施業ノ都合ニ依リ郡ニ於テ適宜処分スルモノトス 但字大奥山貳番ハ明治三十九年八月三十一日迄 字後川貳番第一ハ明治三十八年十二月三十一日マテ 字亀割一番第九、同十、同十一、同十二、同十三、同十四ハ明治四一年六月三十日マテ土地所有者ニ於テ適宜処分スルコトヲ得ルモノトス

(二) 地上権設定地域内ニテ郡ハ苗圃ヲ開設シテ苗木ヲ育成シ造林事務ノ為メ事務所並ニ作業小屋ヲ建設シ及必要ニ応シ林道ヲ開鑿スルモノトス

(三) 林道開鑿ヲ要スル場合ニ於テ土地所有者ノ所有ニ係ル土地ハ其ノ敷地ヲ無代価ニテ供給スルモノトス
十、期限満了ノ場合ニ於テ土地返還ノ為メ別段授受ノ手續ヲ履行セス現状ノ尽土地所有者ニ返還シタルモノトス 但シ此ノ場合其地上ニ現存スル物件ハ一切土地所有者ノ所得トス

この契約内容から、御内蔵連部落は 100年間に渡り郡有林と 9 対 1 の分収を結んでいること、また年限を明示した造林計画が詳細に契約され、造林事業の具体的な実施が約束されていることなどが示される。こうしていよいよ大規模な造林事業が開始されていくのである。

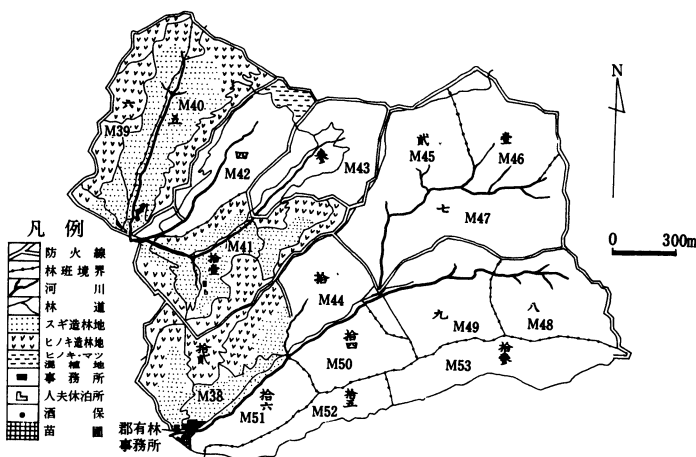
V 造林事業の進展と施業の原理

(1) 施業計画とその原理

ではこうして成立した郡有林の経営方針はどのような性格を有していたのであろうか。

それをまず示すものに、郡有林の成立にともない作成された「東加茂郡有林造林規程」⁶⁷がある。以下関係箇所を引用しよう。

第3図 東加茂郡有林の林班および諸施設と造林状況 (明治41年)



(注) 図中の数を表わす漢字は林班番号を示す。

林班の境界は防火線の外、河川も利用されている。

各林班内の数は植付実施および予定年次を示す。Mは明治の略。

第2条。植栽ノ樹種ハ杉桧ノ二種ヲ主木トシ明治三八年度ヨリ同五七年度迄二十ヶ年間ニ於テ本県ノ指示ニ従ヒ施業スルモノトス

第3条。造林ニ関スル収支ハ特別会計トス

第4条。造林ニ関スル費用ハ主トシテ造林ヨリ生ズル収入ヲ以テ支弁シ不足ニ対シテハ郡費ヨリ支出スルモノトス

第5条。借地料ハ植栽実測反別一町二付十六円トシ新ニ植付ケタル反別ニ応シ其年六月三十日迄ニ支払フモノトス

第6条。造林ニ要スル苗木ハ苗圃ヲ設ケ養成スルモノトス

第7条。植栽後二十年目ノ間伐ヨリ皆伐ニ至ル迄ノ間伐ノ純収入ノ十分ノ一皆伐ハ立木代価ノ十分ノ一ヲ土地所有者ニ交付シ十分ノ九ヲ郡ヘ取得スルモノトス 植栽後二十ヶ年目以後ニ於ケル損害賠償金ノ収入並ニ郡ニ於テ公共事業ノ為メ樹木ヲ伐採使用シタトキハ評定価格ニヨリ前項ノ割合ニテ分配スルモノトス

第8条。造林ヨリ生ズル純益金ハ一切之レヲ蓄積シ終業年度(皆伐金収入済ノトキ)ニ於テ本事業ニ関シ各町村ノ負担シタル郡費惣額ニ準シ之レヲ分割シ町村基本財産トシテ交付スルモノトス

町村ノ廃置分合境界変更等ニヨリ前項ノ標準ニ依リ難キモノ有ルトキハ其町村ヘ交付スヘキ額ハ郡会ノ定ムル処ニ依ルモノトス

第9条。造林事業ノタメニ技手一名、事業雇一名ヲ置キ事務ヲ取扱ハシムルモノトス

この「造林規程」によれば、経営方針の骨組みはまず20年間で 500町歩近い林野の造林がすすめられることにある。そのために林野は20林班の区画に編成された。各林班の大き

きは14.8町歩から33.8町歩に及ぶが、1林班当りの平均面積は24.4歩⁶⁸である。小林班は設定されていない。各林班の配置と、明治41年の時点における造林地の分布をみると、地形を中心としたまとまりを単位に区画されていることがわかる(第3図)。また各林班の境界部分には野火などの火災の延焼防止のために巾5間の防火線が設けられている。そこには火見櫓が組まれ、土製の壁で出来た多くは作業員のための喫煙所が設けられ、大事業を成功させるための配慮が読みとれる。この防火線は技術的にはわが国における焼畑耕作において一般的に行なわれた焼畑予定地での火入れの時に設定するそれと同一で、当時全国の山地で盛んに行なわれていた焼畑技術が登用されたものといえよう。また各林班内には監督や作業の進行のために巾3~4尺の道路が縦横に設定されている。

ところで、20年間に造林を完成させよう

とすることの方針はいかなる原理に依拠していたのであろうか。

明治19年以来、わが国の国有林においては林区署制が創設されている。それはその範をプロイセンの皆伐・一斉造林による法正林の実現に置き、それをめざそうとしたものであった。この方針はその後若干の反省がなされ、天然更新による造林もすすめられるようになり、恒続林的な経営思想がみられるようになるが、それは昭和に入ってから

ことであつた。したがって、1林班の20町歩余りを1年間で造林しようとする東加茂郡有林の方針は、国有林経営における皆伐とその跡地の一斉造林というプロイセンにその起源を有する、当時としては新しい経営の原理を採用したものであつた。当時のドイツ林学がわが国に強い影響を与えていたことは周知の通りである。

しかし、東加茂郡有林の場合、伐期の半ばに当る20年間で造林を完了することから、法正林経営を全面的に受け入れ

たものではなかつたこともわかる。育林過程の経営内容を見ると、間伐収入にかなりの重点が置かれ、皆伐伐期は80年とかなりの長期に達している。しかも密植である。これは吉野林業の経営方式をそのまま導入したものであることを示している。

東加茂郡有林の実際の指導者は当時林業技手と称された竹波順之助氏であつた。施業案の樹立から造林思想の啓蒙まで一手に担って大正6年の退職まで勤務した。隣接する県有林は同じく林業技手関一馬氏が指導し、両者は緊密な関係を有して造林をすすめたが、当時の指導内容にドイツ林学と先進的な私有林業地である吉野林業技術とが並存していたことは興味深い。それは中間地帯における林業技術体系の模索

そのものであつた。当時の林業指導は今後明らかにすべき問題だろう。

竹波氏の作成した「杉松町歩収入金額予定表」は吉野林業方式に依拠していることをさらにはつきり示している。すなわち、当初植栽された6,000本は15年目に全体の13%に当たる780本が間伐され、以下18年、21年、25年とつづいて間伐され、25年目に当初の半数が間伐される。55年目には当初のまの本数が残り、80年目には最後に残った600本が皆伐される方式である(第2表参照)。この場合、間伐の目的が単に残すべき林木の成長を促進せしめるだけにあるのではないことは、彼の作成した「収支計算表」において収入が15年目から見込まれ、20年目には収入が支出を上回る計算がなされていることからわかる(第3表参照)。すなわち、間伐はあくまで販売を目的としたものであり、吉野地方の間伐材が目的とするような年輪密度が均一でしかも本末同大な優良材の育成と同時に、間伐材の利用を目的とする撫育と利用とを兼ねた方式と同一の原理に依拠していたことがわかる。そして彼はその立場から造林事業の計画予算表、137年後までの支出金重利表、同収入金重利表、土地所有者へ交付すべき歩合金重利表、そ

第2表 杉松ノ町歩当りの収入金額予定表

年度	現存本数	単価	予定総額	間伐		
				間伐歩合	本数	価格
15年	6,000	円 .060	円 360.000	1割3分	780本	円 46.800
18年	5,220	.090	469.800	1割2分	720	46.800
21年	4,500	.130	585.000	1割1分	660	85.800
25年	3,840	.170	652.800	1割	600	102.000
30年	3,240	.250	810.000	9分	540	135.000
35年	2,700	.400	1,080.000	8分	480	192.000
40年	2,220	.750	1,665.000	7分	420	315.000
45年	1,800	1.200	2,160.000	6分	360	432.000
50年	1,440	1.700	2,448.000	5分	300	510.000
55年	1,140	2.700	3,078.000	4分	240	648.000
60年	900	4.300	3,870.000	3分	180	774.000
70年	720	5.800	4,176.000	2分	120	696.000
80年	600	8.000	—	皆伐	—	4,800.000

(愛知県東加茂郡役所、竹波順之助編(1909)「愛知県東加茂郡有林経営の方法及保護成績」より)

第3表 収支計算表

年次	収入金	経費支出金	土地所有者へ下渡歩合金	差引残高
初年	円 0	円 2,850.000	円 0	円 2,850.000
2年	0	4,056.000	0	4,056.000
3年	0	4,147.664	0	4,147.664
4年	0	5,117.615	0	5,117.615
5年	0	5,918.071	0	5,918.071
6年	0	5,631.313	0	5,631.313
7年	0	5,350.000	0	5,350.000
8年	0	5,350.000	0	5,350.000
9年	0	5,400.000	0	5,400.000
10年	0	5,400.000	0	5,400.000
11年	0	5,800.000	0	5,800.000
12年	0	5,400.000	0	5,400.000
13年	0	5,400.000	0	5,400.000
14年	0	5,620.000	0	5,620.000
15年	1,506.216	5,620.000	0	4,113.786
16年	1,314.612	5,620.000	0	4,305.388
17年	1,098.551	5,620.000	0	4,521.449
18年	3,470.849	5,250.000	0	1,779.151
19年	3,159.069	5,080.000	0	1,920.931
20年	2,861.563	5,080.000	0	2,218.437
21年	5,609.922	3,050.000	277,239	2,282.683
		(以下略)		

(愛知県東加茂郡役所、竹波順之助編(1909)「愛知県東加茂郡有林経営の方法及保護成績」より)

これらの算出の基礎としての立木見積価格予定表、99年まで算出された各林班別の詳細な林地収入予算表などを綿密に作成しており、そこにこの造林事業にかけた情熱を見出すことができる。これらの算出が可能であったのは、吉野方式をその経営原理に設定したからに他ならない。

ところで、「吉野林業全書」によれば、明治期における吉野地方のスギ、ヒノキの間伐第1回目は15年目からで、最初の造林本数1町歩当り9,800本の11%に当たる1,078本が伐採され、100年余りのちの皆伐時期には392本が残されている。近世以降樽丸材の生産に指向していた吉野では、そこから生まれた技術体系・経営体系は100年余りの長伐期生産を中心とし、頻度の高い弱度の間伐が行なわれていた。それは当時の日本において最も集約的な育林技術・経営体系を有していた。中間地域におけるこの時期の造林の試みがこのような吉野方式を範としようとしたのはそのような理由によっていたのである。東加茂郡有林においても、歴史的基盤を異にするこの吉野林業の技術・経営体系を初の造林事業においてそのまま導入した。それゆえ、多分に形式面だけの導入になった側面がみられたのは、その後密植方式に反省がなされたことから理解される。

同じように中間地帯にある天竜川流域では、金原明善が初の造林事業を実施するに際して、やはり吉野方式を範とし、当時吉野林業の指導者であった土倉庄三郎の門をたたき、明治19年、同20年の造林にさいしては、1町歩当り7,500本の密植を実施している。しかし、彼は天竜川流域における造林地の位置が木材搬出に不利であることから、間伐材利用の見通しに困難性を予測し、疎植主義に転換している。それは短伐期による主伐収入によって資金の回転を早める経営方針およびそれにとりまなう技術体系への転進であった。早くも明治21年には町歩当り3,000～4,000本植えに転換している。それが今日の天竜林業の基本となって定着したのである。

東加茂郡有林の場合は予定の造林が完了し、ずっと後の2回目の造林時になって初めて3,000本前後の植付本数に定着するのである。そこに金原明善の個人レベルの弾力性とは異なり、あくまで初期の理念を追求し、造林そのものに性急であった組織による運営の一面をうかがうことができる。

このように、吉野林業の技術体系をその当初においてそのまま導入した育林地にはこの東加茂郡有林や天竜以外にも日田(大分県)、木頭(徳島県)、久万(愛媛県)などがその代表例として挙げられる。いずれも中間地帯における育林地で、その多くはまもなく独自の技術体系を模索していく。このように吉野林業の技術体系が中間地帯の有林地の成立に与えた影響がきわめて大きかったことはあらためて一考を要する事柄である。

(2)育林技術と造林の実施過程

明治38年に郡有林設定の議決がなされるとすぐに具体的な準備が開始された。

まず苗圃のための開墾がなされた。造林予定地が交通路から離れているために苗木の自給をめざすためであった。用地の不足分は地元御内蔵連の農家を借用した。こうして明治42年には苗圃数10カ所、苗圃面積は2.1町に達している。当初の苗木は購入せざるをえず、明治39年1月31日にはスギの苗木12万本(120円)、ヒノキの苗木10万本(130円)の計22万本(250円)が、苗木業者の愛知県丹羽郡秋津村前田佐兵衛、同郡旭村松井孫太郎、同吉田常雄の三人から購入され、東加茂郡長田中従義との間に「苗木供給請負契約書」が交されている。こうして明治38年度には32町3反1畝7歩にスギ111,340本、ヒノキ107,139本、計218,479本、補植8,072本が造林された。造林樹種のうちでヒノキの本数が相対的に高いことに注目される。スギの適地にもヒノキが植栽されていたことが今日指摘されていることからみて、そこにもヒノキのウエイトが高く、スギとの混植を基本とする当時の吉野林業の方式の直接的な導入を見出すことができる。また1町歩当りの植付本数は6,750本を数え、現在の植付本数3,500本に比較すればいちじるしい密植を示しており、吉野方式の導入を裏付けている。それゆえ多くの苗圃を必要としたのである。

このような密植による大規模な造林はまた多くの労働力を必要とした。三州街道の中心足助から16km離れ、地元には御内蔵連の小さな部落が存在するにすぎないために、すべての労働力は広く郡内から早急に雇用されねばならなかった。しかも職種は新しい技術であった。それに対して竹波順之助氏はかなりの指導性を発揮している。すなわち、造林事業が郡有の基本財産であることと愛林思想を説きながら、各村に世話係を囑託し、郡内各地で講演会を開催して、若年労働力を集める方法をとった。彼はその状況を「村落ヲ巡回スルトキハ曾テ人夫トシテ来リシモノ、家ニ宿シ殆ト家族的ノ交際ヲナシ、一方中産以上ノモノヲ勧誘シテ可成造林事業ニ出稼セシメ、中産以下ノモノニ刺激ヲ与ヘシムル等漸クニシテ定数ニ充ツルコトヲ得タリ」と記している。そして具体的には青年団と請負契約を結んだこと、郡有林内での薪炭林を無償で与え、炭焼き生産を認めたと、技術水準が低いため多くの監督者を配し、職階を設けて賃金に対応させ、さらに多くの表彰制度が採られ、能率の向上が意図された。また宿泊所には森林に関する図書を備え、愛林思想の普及を図るきめの細さが工夫された。そこはかなり統制のとれた労働組織の確立が指向されていたことが知られる。なお、就業時間は休憩を含んで午前7時から午後5時までの10時間、日当は男45～50銭、女35～40銭であった。

こうして、ほとんど郡内から集められた労働力によって大規模な造林事業がすすめられ、ほぼ計画通り20年間で完了するのである。それはまた竹波順之助氏の施業案がそのプログラム通りにすすめられた驚異的な事業でもあった。なお竹波氏は前述のようにその後大正6年12月の退職まで実際の指導に当り、その退職時には全体面積の60%の造林

が完了していた。その後任を榑原益良氏が受け継ぎ、竹波氏と同様に実行力と指導力を発揮した。

具体的な撫育技術の特徴を以下若干補っておこう。

地揃え作業は前年の9月からなされ、雑木を枯らしたあと火入れを行ない、大木については自然の腐敗を待つ比較粗放なものであった。そのさい炭材については炭焼き生産をし、収入の一助にもした。

下刈作業は植栽の翌年から7月15日を中心に行なわれ、6年間継続された。それでも不十分な場合はさらに2年間継続して行なわれた。

枝打ち・除伐は当初の計画段階で予定されており、その最初は昭和3年に始まっている。それは植付後から22年目の事である。天竜川流域の場合は疎放経営化して枝打ちが行なわれず、東加茂郡一帯でもその後一般的には枝打ちが行なわれなかったことを考慮すれば、このような当初からの枝打ちもまた吉野方式の集約的な経営様式の導入を反映したものである。吉野での枝打ちは当時、植付後8～9年から20～22年までスギ、ヒノキとも生枝、枯枝の別なく下枝を打ち払う形で行なわれていた⁸⁰。それに比較すれば、東加茂郡有林の場合、それよりやや遅れた時期に枝打ちがなされているが、吉野林業の場合の植栽本数が、郡有林のそれを上回る1万本という強度の密植であったことを考慮すれば、それは十分理解される。

VI 地域林業への影響—むすびにかえて—

第4表 東加茂郡における公有林・学友林における造林状況

林種別	植栽樹種	面積	着手年度	成功予定年度
愛知県有林	杉、扁柏、落葉松、赤松	1,000町8515歩	明治39年度	明治48年度
愛知県立 農林学校	杉、扁柏	149 9000	同 37年度	同 46年度
東加茂郡有林	杉、扁柏、赤松	489 5901	同 38年度	同 57年度
東加茂郡有模範林	杉、扁柏	43 7206	同 33年度	同 38年度
下山村有林	同	162 1815	同 38年度	同 48年度
賀茂村有林	同	82 6314	同 41年度	同 51年度
旭村有林	同	21 4114	同 41年度	同 43年度
盛岡村有林	同	104 0108	着手未定	10カ年計画
足助町有林	同	24 4625	同 38年度	同 41年度
碧海郡水利組合 基本財産林	同	100 0000	同 42年度	同 45年度
賀茂第五学友林	同	5 0000	同 43年度	同 43年度
生駒学校学友林	同	7 1920	同 36年度	同 37年度
築羽学校学友林	同	11 8400	同 36年度	同 36年度
旧松平村有林	同	5 0529	同 39年度	同 39年度
旧築羽村有林	同	8 9708	同 38年度	同 38年度
旧豊栄村有林	同	14 9012	同 34年度	同 36年度
阿蔵学校学友林	同	13 8604	同 38年度	同 40年度
御蔵学校学友林	同	4102	同 38年度	同 38年度
五反田学校学友林	同	7 5128	着手未定	2カ年計画

(愛知県東加茂郡役所、竹波順之助編(1909)「愛知県東加茂郡有林経営の方法及保護成績」より)

このように大規模かつ整然と行なわれたこの造林事業のこの地域に与えた影響は大きかった。隣接地域には見るべき既成の造林地は少なく、天竜川流域の一部で始まった金原明善によるむしろ治山治水をめざした造林、北設楽郡稲橋村における古橋源六郎翁による蓄財のための百年計画樹樹法の実施と共有林への造林、額田郡宮崎村における山本源吉翁による明治20年代末からの共有林への造林などが、試行錯誤の段階で散発的に始められた時期であった。それはまた中間地帯における林業地域形成の基点になる時期であった。そしてその多くが入会林野において成立したものであり、林業地域の成立基盤となったことが特徴的である。東加茂郡有林の設立計画の時期はそのような試行的な造林地と軌を一にするが、具体化するのにはやや遅れた。しかし、他の造林地の場合とは異なり、吉野における技術・経営体系とプロイセン的な林班制度を導入し、それゆえ、確固たる技術・経営体系を有していた。それは郡有基本財産の確立という明瞭な目標があり、それに経営的にいかに答えるかという方途が模索されたためであった。そしてまた大規模な事業であり、それだけに周辺地域へも大きな影響を与えた。

まず青年男女を主とする地元農民が労働力として雇用されたことである。それは地元民に就業機会が与えられたことだけではなく、彼らはそれを通して新たに造林技術を受容し、伝え、地元へ定着させる役割を果たした点を見逃せない。指導者竹波氏も隣接私有林に対して造林を勧めた。今日、足助町の全体としては旧薪炭としての雑木が目立つ中で御内蔵連や上八木、大多賀などの地区にすぐれた造林地がみられるのはその影響によるところが大きい。

東加茂郡有林造林を始めた直後、同郡有林設定のプランに立会った県の林業技術者関一馬の指導で、郡有林の隣接地に実測990町歩に達する加茂県有林が、上八木、怒田沢、川面、御内蔵連の各共有地、御内蔵連と陵渡の共有地、以上の五大字の共有地を編成して成立している。直接的には日露戦争の戦勝記念林および基本財産の造成を目的として県が設定したものであるが、設立の場所については東加茂郡有林の成立と密接な関係があることが、両事業に関係した林業技術者関一馬の存在からも十分に推測できる。この県有林の成立もまた郡有林と同様にこの地域の林業にとって重要な機能を発揮する。

ところで、この頃全国的には部落有林野統一事業が進捗し、この地域にも多くの公有林野が成立した。その中には積極的に造林をすすめる地域もあらわれた。また戦勝記念を直接の契機と

して学友林としての造林もすすんだ（第4表参照）。その技術的背景および造林思想に東加茂郡有林の造林事業が果たした役割は大きい。

またこの大規模な造林事業が与えた影響は地元だけに留まらなかった。この造林事業が開始されたのち、徒歩交通しかないこの遠隔の地に各地からの見学者が絶えなかったことである。同事務所（現在は東加茂模範造林組合事務所）に残されている膨大な見学者の印した「芳名録」はそれを物語っている。「芳名録」に記載しなかった肩書きのない無名の人々も加えるとさらに多くの見学者を数えたと思われる。たとえば、明治41年から同43年にかけては335名が「芳名録」に記載され、記載者は地元東加茂郡のみならず愛知県全域、さらには県外にも及んでいる。その多くは行政担当者、造林技術者、青年会、学生・生徒であり、遠く石川県、福井県や兵庫県からの林業視察員、農商務商山林局員、鳥取県八頭郡の造林技術者などの名が見え、別の年には三重県の大山林地主である諸戸氏の名も見える。また愛知県有林技術者である関一馬氏が頻繁に顔を出しており、後の明治45年に地元賀茂村の村有林に90年の分収造林契約を結ぶ海部郡の孫宝村の見学者名もみられる。

このように東加茂郡有林の造林事業が地元や県内だけでなく、広く県外にまで知られた一大事業であり、それだけ指導的な役割を果たしたことは十分注目し値しよう。

わが国における私有林野の造林が本格化するのには、第一次大戦にともない木材価格の上昇がみられた時期であった。全国的には局地的な造林の進展であったが、そのような対応を可能にした基盤としての農民層への造林技術の浸透、それにとまう彼らの造林思想の受容は、その先駆的な造

林事業をすすめた公有林野が準備したものであったといえる。それだけに模索し、理念的な傾向を有していたが、それが農民の段階へ受容される頃は独自の技術体系に淘汰されていくのである。一部の先覚者によって試みられた造林事業についても同様であった。このような図式が入会林野を基盤に成立してゆく中間地帯の育成林化のかかなりの部分を説明できるように思われる。しかし、これについてはさらに多くの個別研究がすすめられる必要性と、それにとまない中間地帯の内容の検討が加えられる必要がある。

なお、この東加茂郡有林はその後大正4年に御内蔵連部落から9,500円で林地も買収し、永続基盤を固めた。しかし、大正12年の郡制廃止にともない郡財産の造成が県から認められず、そこで東加茂郡下の1町6カ村からなる「東加茂模範造林組合」として再編成され、組合会議によって運営されるようになった。大正9年から間伐が開始され、昭和17年から皆伐も始まった。その収益は構成員の町村へ出資率に応じて分配され、財政を潤すようになり、今日に至っている。経営面積は若干減少している。

〔付記〕

なお、現地調査にさいしては河合鋭治氏をはじめ足助町役場の方々、東加茂模範造林組合の藤沢忠彦氏他職員の方々、加茂県有林事務所の横山誠一氏、足助町森林組合の三宅勝氏、河合亮氏、また藤沢彦一氏、矢沢長平氏、鈴木茂夫氏、それに県事務所の方にはそれぞれ大変お世話になった。記してお礼申し上げたい。

（奈良大学文学部助教授）

〔注〕

- (1)たとえば、戦後の林業発達史研究の大きな成果である林業発達史調査会による一連の研究成果を集大成した林業発達史調査会編（1960）：「日本林業発達史——明治以降の展開過程、上巻」にみられる「民間林業地」はそのような観点から挙げられている。
- (2)たとえば、林野庁編（1954）：徳川時代における林野制度の概要、平野義太郎（1956）：解体過程にある山村の経済と社会
- (3)林野庁編（1954）：徳川時代における林野制度の概要、東教大農学部（1964）：秋田藩林業経済史論
- (4)林野庁編（1954）：徳川時代における林野制度の概要、平尾道雄（1956）：土佐藩林業経済史
- (5)松波秀実（1919）：明治林業史要、服部林産研究所（1968）：鉄肥林業発達史
- (6)林野庁（1949）：林野庁実態調査報告（京都市上京区中川北山町）
- (7)林業発達史調査会（1957）：吉野・黒滝郷林業史、京都大学人文科学研究所編（1956）：林業地帯
- (8)林業発達史調査会（1957）：西川林業発達史
- (9)林業発達史調査会（1957）：尾鷲林業発達史、金丸平八（1969）：日本林政史の基礎的研究、資料の部分に所収、馬岡隆清（1956）：尾鷲林業視察の榮
- (10)林業発達史調査会（1960）：日本林業発達史、上巻、PP.534～537
- (11)たとえば大井川の流域は紀伊国屋文左衛門によって大規模な伐採搬出が行なわれた（紅林時次郎（1960）：島田木材業発達史、静岡県内務部（1929）：大井川安倍川流域の林業）。十津川流域でもかなりの伐採搬出が行なわれた（新宮木材協同組合（1958）：熊野川林業誌）
- (12)林業発達史調査会（1956）：天竜林業発達史
- (13)農商務省山林局（1924）：地方山村林業経済調査書、PP.134～137
- (14)林業発達史調査会（1959）：木頭林業発達史
- (15)林業発達史調査会（1960）：日本林業発達史、上巻、PP.559～562
- (16)林野庁（1960）：部落有林野の実態、所収、林業発達史調査会（1960）：日本林業発達史、上巻、PP.563～566
- (17)伊藤義一（1954）：久万山造林の先覚者井部栄範翁、浮穴史談、第1号
- (18)北条 浩（1963）：明治期における山林問題の研究
- (19)林業発達史調査会（1956）：天竜林業発達史
- (20)大井隆男（1973）：近代における林業発達史の基礎的前提(1)——長野県北佐久地方の落葉松造林と関連して——、信濃、第25巻、第11号
- (21)前掲(20)

22)前掲20)

23)白川太郎(1902):帝国林制史,全,PP.249-269

24)愛知県東加茂郡,竹波順之助編(1909):愛知県東加茂郡有林経営の方法及保護成績,P.16

25)福島正夫(1962):地租改正の研究,藤田佳久(1968):大井川上流域における村持林野の成立,地理学評論,第41巻,第5号

26)松波秀実(1919):明治林業史要

27)中田 薫(1928):明治初年の入会権,国家学会雑誌,第42巻,第2-5号。中田氏はここで入会形態を村中入会,数村持地入会,他村持地入会,私有地入会,官有地入会,御山,請山に類型化した。しかし,それは権利主体を行政村とみなす便宜的な類型化であった。従来,地理学で若干でも入会について触れる場合,この類型化が一見魅力的であるがゆえ,その便宜性のベースとなった総有概念とともに今日でもそのまま踏襲されている場合がみられ,研究の遅れを示している。

28)たとえば,藤田佳久(1974):高知県梶原町における町有林野の育成林化,人文地理,第26巻,第1号

29)中尾英俊外(1964):入会権の解体と農林業,日本の農業,33

30)法社会学や農業経済史,近代史,近世史などにおいては,これに関する膨大な諸研究が蓄積されてきている。地理学における入会林野に関する研究はそのような中で独自性を保てずに分布論あるいは観念論の域から出ず,機能分析にまで到達していない。それは実態レベルの解明が他の分野ですでにかなり究明され,しかもこのような研究に必要な視点の欠如によるところが大きい。その中で近年の基本的な力作として広瀬純子(1972):近世における新城地方の入会地の歴史地理学的考察,愛教大地理学報告,39号と,松村安一・犬井 正(1971):山村における組共有地の変遷—東京都松原村を例として—,徳川林政史研究所紀要,がある。

31)森 巖夫(1968):林野利用,日本の農業,57

32)足助町誌編集委員会(1965):近世各村の領主について

33)西川善介(1960):近世林野所有に関する覚え書き,林業経済,143号

34)足助町役場蔵,明治9年「字絵図」より。

35)足助町役場蔵

36)足助町役場蔵

37)足助町役場蔵,「明治七戊辰十二月改,村持地券謄写,足助村副戸帳引」

38)それにより,皇宮地,神地,宮有地,公有地,私有地,除税地に区分されている。さらに明治7年には公有地は民有地第二種として区分される(太政官布告第118号)。

39)足助町役場蔵

40)足助町役場蔵,「明治九年五月,第八大区五小区三河国加茂郡市瀬郷,一村全図」

41)足助町役場蔵,「明治九年五月,字一筆限地圖帳,第八大区五小区三河国加茂郡足原村」

42)「地租改正紀要」,愛知県の項

43)「地租改正紀要」,愛知県の項

44)たとえば八木部落では明治34年に個人分割がなされている。それを「分山」と呼んだ。

45)「東加茂郡制史」(東加茂郡役所,1923刊)によれば,板倉氏は「凡二志ヲ農業ニ励マシカラ耕転ニ致ス明治二十年農業改良委員トナシ爾來孜々トシテ懈ラス牛馬耕ノ利ヲ説キ米麦作改良ヲナス等其効顕著ナリトス仍テ頭書ノ通り表彰ス」と記している。

46)愛知県東加茂郡模範造林組合(1942):紀元二千六百年記念東加茂郡造林史,PP.2-3

47)東加茂模範造林組合役場(1957):造林組合の概要,創設50周年記念号,P.4

48)東加茂模範造林組合役場(1957):造林組合の概要,創設50周年記念号,P.93,板倉林十郎氏の手記より。

49)国府種徳(1926):古橋源六郎翁,P.33

50)国府種徳(1926):古橋源六郎翁,P.35

51)国府種徳(1926):古橋源六郎翁,P.38

52)東加茂模範造林組合役場(1957):造林組合の概要,創設50周年記念号,P.94

53)愛知県東加茂郡模範造林組合(1942):紀元二千六百年記念東加茂郡造林史,P.3

54)桜井木材協同組合(1973):桜井木材業史,P.57

55)東加茂郡(1923):東加茂郡制史,PP.194-198

56)明治39年には合併して賀茂村となる。

57)愛知県東加茂郡(竹波順之助編)(1909):愛知県東加茂郡有林経営ノ方法及保護成績,PP.36-41

58)愛知県東加茂郡(竹波順之助編)(1909):愛知県東加茂郡有林経営ノ方法及保護成績,P.70

59)白河太郎(1902):帝国林制史,全,P.225

60)Alfred Müller(1922):Der Dauerwaldgedanke. Sein Sinn und seine Bedeutung,(平田慶吉訳,恆統林思想)

61)東加茂模範造林組合役場(1957):造林組合の概要,創設50周年記念号,P.95

62)岩永 豊(1970):江戸・明治期における吉野林業の育林技術,林業経済,No.255

63)愛知県東加茂郡(竹波順之助編)(1909):愛知県東加茂郡有林経営ノ方法及保護成績

64)森庄一郎(1906):吉野林業全書,PP.146-149

65)森庄一郎(1906):吉野林業全書,P.149

66)東加茂郡有林の500町歩に及ぶ造林が完了したのち,伐採がなされ昭和10年代末から再造林が行なわれるようになる。その時の植付本数は1町歩当り3,500本程度に半減している。

67)栗原東洋(1958):金原明善とその林業理論——天竜林業の林業史上の位置——,林業経済,No.119

68)栗原東洋(1958):金原明善とその林業理論——天竜林業の林業史上の位置——,林業経済,No.119

69)中津江村での聴き取りによる。林業発達史調査会(1957):日田林業発達史,にはとくに触れられてはいない。

70)林業発達史調査会(1959):木頭林業発達史

71)井部栄基(1954):井部栄範の業績,浮穴史談,第1号,松山県事務所久万出張所(1967):久万林業,P.2

72)愛知県東加茂郡(竹波順之助編)(1909):愛知県東加茂郡有林経営ノ方法及保護成績,P.57

73)愛知県東加茂郡役所第二課農商係(1906):郡有林事業に関する書類帳,

- 74)愛知県東加茂郡(竹波順之助編)(1909):愛知県東加茂郡有林経営ノ方法及保護成績, P.63
- 75)愛知県東加茂郡(竹波順之助編)(1909):愛知県東加茂郡有林経営ノ方法及保護成績, P.53
- 76)当時,この地域で杣,木挽,製炭に従事していた人々はいずれも美濃,飛騨あるいは越前からの入山者が多かった。
- 77)愛知県東加茂郡(竹波順之助編)(1909):愛知県東加茂郡有林経営ノ方法及保護成績, P.62
- 78)東加茂郡模範造林組合役場(1957):造林組合の概要,創設50周年記念号, P.53
- 79)東加茂郡模範造林組合役場(1957):造林組合の概要,創設50周年記念号, P.41
- 80)岩永 豊(1970):江戸・明治期における吉野林業の育林技術,林業技術, No. 255
- 81)愛知県林務課(1953):愛知県の林業
- 82)東加茂模範造林組合事務所蔵
- 83)東加茂模範造林組合役場(1957):造林組合の概要,創設50周年記念号, P.14